

## 国民健康保険平戸市民病院 通所リハビリテーション利用約款

### (約款の目的)

第1条 国民健康保険平戸市民病院（以下「当施設」という。）は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーションを提供し、一方利用者又は利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることをこの約款の目的とします。

### (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーションを利用することができるものとします。

### (利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に申し出るものとします。但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他利用した費用を当施設にお支払いいただきます。

### (当施設からの解除)

第4条 当施設は利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払い督促をうけたにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は扶養者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

### (利用料金)

第5条 利用者又及び扶養者は連帯して当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月20日までに送付し、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(非常災害対策)

第6条 当施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

(衛生管理)

第7条 当施設は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水について、衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

2 当施設は当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めます。

(記録)

第8条 当施設は利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

2 当施設は利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第9条 当施設は原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持)

第10条 当施設とその職員は業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び扶養者から予め同意を得ておきます。

① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

② 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも利用者個人を特定できないように配慮します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

(緊急時の対応)

第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 通所リハビリテーションの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1 >

## 国民健康保険平戸市民病院 通所リハビリテーションのご案内（重要事項説明書）

### 1 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・施設名 国民健康保険平戸市民病院通所リハビリテーション
- ・開設年月日 平成 26 年 6 月 1 日
- ・所在地 長崎県平戸市草積町 1125-12
- ・電話番号 0 9 5 0 - 2 5 - 3 3 8 8
- ・F A X 番号 0 9 5 0 - 2 8 - 0 8 0 0
- ・病院事業管理者 山 下 雅 巳
- ・介護保険事業所番号 4218123604 号

#### (2) 国民健康保険平戸市民病院通所リハビリテーションの目的と運営方針

通所リハビリテーションは、要介護者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護サービス計画に基づき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図る。そして利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、在宅ケアを支援することを目的とした通所施設です。

サービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[国民健康保険平戸市民病院通所リハビリテーションの運営方針]

- ①地域包括ケアシステムの一翼を担う。
- ②在宅ケア支援通所施設（リハビリ・看護と介護・相談援助・介護指導の提供等の提供）
- ③地域に開かれた施設（ボランティア受入れ、介護予防教室・家族会等の実施）

#### (3) 施設の職員体制

	業務内容
・医 師（兼）	医療管理
・看護職員（兼）	リスク管理、看護業務
・理学療法士（専従・専任）	個別リハビリテーション
・介護職員（専従）	通所リハビリ計画・介護業務
・作業療法士（兼）	個別アセスメント 個別リハビリ計画
・管理栄養士（兼）	栄養評価・食形態管理
・その他	運転業務等

(4) 営業日及び営業時間

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日および年末年始(12/29～1/3)を除く。
- ② 営業時間 午前8時15分から午後5時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時00分から午後3時までとする。

(5) 通所定員 20名

2 サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事（食事は原則としてデイ・ルームにて提供します）  
昼食 12時00分～
- ③ 入浴（ミスト浴により、個別的に対応します）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 機能訓練（集団及び個別リハビリテーション）
- ⑥ 介護サービス
- ⑦ 送迎サービス
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑪ その他

3 利用者負担

利用者のご負担は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額と保険給付対象外の費用（日常生活で通常必要となるものに係る費用や、クラブ等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数で異なります。当施設の具体的な利用者負担額おむつ代、区域外の場合の送迎費、その他の実費につきましては、別紙2をご参照下さい。

4 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- |      |                   |
|------|-------------------|
| ・名称  | 国民健康保険平戸市民病院      |
| ・所在地 | 長崎県平戸市草積町 1125-12 |

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5 施設利用に当たっての留意事項

- ・当施設は施設内禁煙となっております。
- ・電気製品の使用にあたっては、当施設の許可が必要です。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則として利用者またはご家族で行っていただきます。
- ・施設内における利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、その他、ほかの利用者への迷惑行為は禁止します。

## 6 非常災害対策

非常災害に備えるため、必要な設備を整え訓練を行います。

- ・防災設備     スプリンクラー，消火器，消火栓
- ・防災訓練     年2回

## 7 衛生管理等

職員等に対して流水による手洗いの励行を徹底させるとともに、施設内各所に水道又は速乾式手洗い液等の消毒液を設置し衛生的な管理に努め、予防接種を実施するなど感染症が発生、まん延しないよう必要な措置を講じています。

## 8 身体拘束

利用者に対し身体拘束は原則行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況、理由を診療録に記載し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

## 9 虐待防止

当施設では高齢者虐待防止法の理念に基づき高齢者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利擁護に資することを目的に、高齢者の虐待防止とともに高齢者虐待の早期発見、早期対応に努め、高齢者虐待に該当する行為のいずれも行わず、利用者的人格を尊重する視点に立ったサービスに努めます。また、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は直ちに防止策を講じ市町へ報告します。

## 9 施設利用のリスクについて

当施設では利用者が快適に通所リハビリテーションを利用されますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や心理症状、また集団生活によるさまざまな危険が伴うことを十分ご理解ください。

## 10 事故発生の防止及び発生時の対応

当施設では、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。

サービス提供等に事故が発生した場合、通所リハビリテーションは利用者に対し必要な措置を行います。

## 11 その他

要望や苦情などは、介護支援専門員または担当職員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。（電話0950-25-3388）

また、備えつけられた「ご意見箱」をご利用下さい。

- (1) 利用者からの相談または苦情に対する常設（連絡先）担当者の設置

- ① 常時、事業所に担当者を相談窓口として待機し、電話等による相談、苦情の対応に当たります。
- ② 担当者は基本的に責任者とし、不在時はその他の従事者または事務担当者が対応します。

当施設のご利用者相談・苦情担当

担当 責任者 電話 0950-25-3388

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行なう為の処理体制・手順

苦情が確認された場合は、早急に責任者が対応し管理者に報告をします。対応する責任者は管理者の判断により、その他の対応では不適切と考えられる場合、管理者または他の従事者が対応する体制をとります。

対応については利用者等の状況により電話・訪問・来所等の方法で苦情の内容を把握し、分析を行います。

苦情の原因を明らかにした後は、適宜その要望や苦情に応じて解決方法を検討し再度の苦情発生の予防に配慮し、利用者及び家族に説明を行ないます。

(3) その他の相談窓口

当施設以外に県市町村の相談・苦情窓口等に相談できます。

市町村名 平戸市 所在地：平戸市岩の上町 1508-3

担当 長寿介護課 介護保険班 電話 0950-22-4111

県名 長崎県 所在地：長崎県長崎市今博多町 8-2

担当 長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課

受付時間 平日午前 9 時～午後 5 時まで

(土・日・祝祭日 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)

電話 095-826-1599 (苦情相談直通)

095-826-1779

改訂 令和 6 年 6 月 1 日



2) 通所リハビリテーション費(1日当たりの自己負担)

通常規模型リハビリテーション費

[5時間以上6時間未満]

・要介護1	622円
・要介護2	738円
・要介護3	852円
・要介護4	987円
・要介護5	1,120円

[4時間以上5時間未満]

・要介護1	553円
・要介護2	642円
・要介護3	730円
・要介護4	844円
・要介護5	957円

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	486円
・要介護2	565円
・要介護3	643円
・要介護4	743円
・要介護5	842円

[2時間以上3時間未満]

・要介護1	383円
・要介護2	439円
・要介護3	498円
・要介護4	555円
・要介護5	612円

[1時間以上2時間未満]

・要介護1	369円
・要介護2	398円
・要介護3	429円
・要介護4	458円
・要介護5	491円

上記のサービス費に、以下の金額が加算されます。

・リハビリテーションサービス提供体制加算	1回につき	22円
・リハビリテーションマネジメント加算A(ロ)	593円/月 (開始月から6月以内)	
	273円/月 (開始月から6月超え)	
・入浴介助加算	1日につき	40円
(入浴介助を行なった場合)		
・短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日につき	110円
(退院・退所日又は認定日から起算して3月以内)		
・認知症短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき	240円
(退院・退所日又は認定日から起算して3月以内)		

- ・若年性認知症利用者受入加算(65歳未満) 1日につき 60円
  - ・生活行為向上リハビリテーション実施加算 1月につき 1250円 (6月以内)
  - ・口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 1回につき 20円 (6月に1回を限度)
  - ・口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 1回につき 5円 (6月に1回を限度)
  - ・栄養アセスメント加算 1回につき 50円
  - ・栄養改善加算 1回につき 200円  
(3月以内の期間に限り1月に2回まで。ただし改善効果が期待できると認められるものはその限りではない)  
(低栄養状態にある者又はおそれのある利用者に対し、栄養ケア計画作成見直しをしている場合)
  - ・口腔機能向上加算(Ⅰ) 1回につき 150円
  - ・口腔機能向上加算(Ⅱ) 1回につき 160円  
(3月以内の期間に限り1月に2回まで。ただし改善効果が期待できると認められるものはその限りではない)  
(口腔機能が低下している者又はおそれのある利用者等に対し、口腔機能改善のため計画作成見直しをしている場合)
  - ・重度療養管理加算 1日につき 100円 (要介護3・4・5で医療的管理の必要な場合)
  - ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1日につき 22円 (利用者全員が対象)
  - ・科学的介護推進体制加算 1月につき 40円
  - ・移行支援加算 1日につき 12円
  - ・処遇改善加算 利用料に1.9%上乗せ ※(所定単位数+各種加算)×加算率
  - ・ベースアップ等支援加算 利用料に1.0%上乗せ ※(所定単位数+各種加算)×加算率
- ※通所リハビリテーションの場合、被爆者健康手帳所持の方はここまでの自己負担は免除になります。

## 2 利用料

### ① 食費 昼食 495円(税込, おやつ代を含む)

施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

### ② 日常生活費 1回につき 25円

利用者の希望により施設で用意しているものを使われる場合

### ③ おむつ代 実費(税込)

利用者の身体の状況により、施設で用意するおむつをご利用いただく場合

品名	1枚当り単価(円)	品名	1枚当り単価(円)
TENA スリップ:プラス(M)	125	TENA ベッドスーパー:ワイド	35
TENA スリップ:プラス(L)	140	ライフリー尿取り男女兼用	25
TENA フレックス:プラス(M)	95	ライフリーリハビリ用パンツレギュラー(M)	85
TENA フレックス:プラス(L)	110	ライフリーリハビリ用パンツレギュラー(L)	90

### ④ 通常区域外送迎費用

通常の実施地域以外からの送迎に要する費用 1kmにつき 37円

(通常の実施地域を越えた地点から利用者宅までの距離で計算いたします)

### ⑤ その他費用 実費(税込)

利用者の希望により実施する行事に要する費用, 各証明書や文書料

※ その他, 利用者の希望により提供するものについては, 別途料金(実費)となります。

### 3 支払い方法

- 毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- お支払い方法は、現金、郵便振込の方法があります。契約時にお選びください。

令和6年6月1日